

## 湘南ペガサスジュニアサッカーチーム規約

(この規約は 2004 年 4 月 1 日より施行される)

- 第1条 名称 本会は「湘南ペガサスジュニアサッカーチーム」(通称「湘南ペガサス」と称する。
- 第2条 所在 本会は事務局を代表者宅に置く。
- 第3条 目的 本会の目的は「湘南ペガサスサッカークラブ」の規約に準ずる。
- 第4条 事業 本会の事業は以下のものとする。
- イ、 神奈川県郡市四十雀リーグへの参加 (4 月～11 月)
  - ロ、 神奈川県議長杯トーナメント (12 月～2 月)
  - ハ、 御殿場マスタース大会 (10 月もしくは 11 月)
  - ニ、 湘南高校蹴球祭 (1 月)、同校各種定期戦
  - ホ、 その他、適宜練習試合
  - ヘ、 クラブ総会、懇親会、納会など
  - ト、 古河マスタース大会への参加は参加者の集まり具合で決定する。
- 第5条 会員 本会の会員はサッカーを愛好し、本会の主旨に賛同し実践できる満 40 歳以上のメンバーのよって構成される。
- 第6条 入会・退会 新規入会者はジュニアチーム役員承認を受け、ペガサスクラブの代表に報告された者とする。
- 退会に関しては
- 1、 本人の意志による退会
  - 2、 本チームの名誉を損なう、あるいは本チームの一員としてふさわしくない行為や言動により役員会の総意として除名を判断された者
  - 3、 会費の納入が著しく滞り、役員会の総意で除名を判断された者を退会者とする。
- 第7条 役員 本会には役員会メンバーとして「代表」「渉外」「総務」「会計」の四役を置く。任期 1 年、兼務、再選を認める。また、これ以外の役員として「監督」「ゲームキャプテン」を置く。役員以外の会員もできる限り業務に協力、補助するものとする。役員の任期は 4 月から翌年 3 月とし、リーグ戦終了後に、役員会を中心に次年度の役員を選出し、会員の了解を得て決定する。
- 2004 年度役員
- 「代表」「渉外」=五代厚司
  - 「総務」=水上雅樹
  - 「会計」=石郷岡善則
  - 「監督」=元松経男
  - 「ゲームキャプテン」=遠見享
- 第8条 役員会 規約の追加、変更、チーム運営に関する決定は必要に応じ役員会を開き決

定するものとする。

#### 第9条 会費

第1項 年会費は1万円とし、4月から翌年3月分とする。

第2項 会費は前納もしくは4月までを原則とする。「会計」が責任を持つ。

第3項 会費から支出するものは役員会で決定し会員に報告する。

第4項 各種会員の年額会費を情勢に応じ変額可能とし役員会で決議する。

第5項 会費の決算に関しては年度末に「会計」が作成し、「代表」が監査した上で、会員に報告されなければならない。

第6項 現在の口座名 UFJ銀行 東京営業部 普通1489378  
「石郷岡善則」名

#### 第10条 会費支出項目

ジュニアからペガサスへの構成会費、選手の登録料、団代傷害保険（希望者）、大会参加料、チーム共有物購入費、役員活動費、公式会議への派遣費、ホームページ管理謝礼、活動実費（交通費、通信費等）、審判資格取得補助、審判担当者謝礼、審判服購入補助、その他。支出金額の細目は役員会で決定、会員に通知。

#### 第11条 上級チームへの転籍

満50歳を迎える会員について希望者は湘南ペガサス「シニアA」「シニアB」への転籍を役員会として推薦し、各転籍先のチーム代表の承認を得て、転籍できるものとする。（この項は2006年度より改定）

第12条 湘南ペガサスジュニアサッカーチームは、すべての活動を、会員各位のスポーツマンとして、また社会人としての常識ある紳士的な行動によって遂行するものとする。上記規定にない事態に関しては、役員会が責任を持って協議し、会員各位の同意を得るものとする。

以上